

「緑の分権改革」調査事業 募集要領

平成22年3月29日

総務省地域力創造グループ緑の分権改革推進室

1. 趣旨

地域においては、少子高齢化・人口減少社会が到来する中であって、厳しい財政制約の下で、地域主権の確立、低炭素型社会への転換等の改革の推進を図ることが求められている。地域主権型社会を構築するためには、行財政制度のみならず、エネルギーや食料の供給構造をはじめとした個々人の生活や地域の経済等における分散自立等を目指す必要がある。

そのため、緑の分権改革を推進し、それぞれの地域が、豊かな自然環境、再生可能なクリーンエネルギー、安全で豊富な食料、歴史文化資産の価値等を把握し最大限活用する仕組みを地方公共団体と市民、NPO等の協働・連携により創り上げていくことによって、地域の活性化、絆の再生を図ることにより、地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造を分散自立・地産地消・低炭素型に転換し、「地域の自給力と創富力（富を生み出す力）を高める地域主権型社会」の構築を目指しているところである。

平成22年度においては、「緑の分権改革」のモデルとなりうる取組の構築や改革を推進していくために必要な制度的対応策や支援方策等を検討するため、都道府県又は市町村における先行的・総合的な取組について、国の委託事業として調査を実施する。

2. 応募団体

都道府県又は市町村（過疎地域等の条件不利地域市町村、定住自立圏を構成する市町村など）

3. 募集する提案

（1）委託事業の内容

本事業は、豊かな自然環境、再生可能なクリーンエネルギー、安全で豊富な食料、歴史文化資産等の地域資源を最大限活用し、地域の活性化、絆の再生を図り、地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造を、分散自立・地産地消・低炭素型としていくことにより、「地域の自給力と創富力（富を生み出す力）を高める地域主権型社会」への転換を実現しようとする「緑の分権改革」の考えの下、改革のモデルとなりうるような先行的・総合的な取組を行おうとする地方公共団体を募集し、取組を実施・発展させていく上での実態的、制度的な課題・解決方策の抽出、検証、提言等を行うものとする。

各都道府県又は市町村においては、「緑の分権改革」の趣旨に沿った、事業の提案を行うものであるが、例としては、以下のような事例の組み合わせが考えられる。ただし、提案にあたってこれらの例に捉われる必要はない。

- ・住民が共同して設置する太陽光、風力、小水力、バイオマス発電等による電力の自給
- ・木質ペレットや地熱、雪などの利用によるエネルギーの自給
- ・広域連携も含めた学校給食についての地産地消100%実施など地産地消への徹底的な取組と地域農林業の振興、耕作放棄地の解消
- ・有機農業、堆肥センターの設置等の耕畜連携による農薬使用量の削減と農産品のブランド化
- ・バイオエタノールの活用と耕作放棄地の解消
- ・地場産品のブランド化と流通・販売までをターゲットとした6次産業化
- ・上流域と下流域の連携による森林や水源の保全、2地域居住の推進をはじめとする地域間交流
- ・森林整備、耕作放棄地の解消、棚田の整備保存等による水源確保と地域間利用や販売
- ・都市と地方の間のカーボンオフセット協定による森林の保全、森林教育等を含めての地域間交流
- ・意欲ある都市住民（若者等）を地域おこし協力隊員として地域社会の新たな担い手とする取組み
- ・都市と農山漁村の子ども達の体験型交流・山村留学などの長期居住型交流
- ・都市と地方の大学間連携による地域づくり
- ・歴史的なまちなみや古民家の再生、伝統文化や自然との共生を体験する滞在型・地元着地型の観光
- ・地域通貨、地域ファンド等の活用による地域内の資金循環
- ・分別収集の徹底によるゴミの減量化、廃棄物の再利用、古着、家具等のリサイクル

（2）委託金額

1件あたりの事業額は500万円を上限とする。

なお、契約上の委託経費の額は、必ずしも提案書に記載した希望金額と一致するものではなく、また事業の実施に係る経費は、事業実施後に納入された報告書を検査した後、精算払いする。

（3）委託事業の対象となる経費

委託事業の対象となる経費は、提案のあった取組の実施に要する経費であって、国からの調査委託費として措置することができるものとして、別紙に掲げる費目に限る。

なお、地方公共団体の職員の人件費、耐久消費財等の取得費、施設整備費、営利のみを目的とした取組に係る経費、提案団体の通常の運営経費、提案のあった取組の実施に直接に必要となる経費以外の経費、委託期間の間に実施されない取組に係る経費、国等により別途、補助金、委託費等が支給されている取組に係る経費は対象とならない。

(4) 委託事業の実施地域

実施地域に制限は設けない。

(5) 実施期間

本事業として実施する取組は平成22年度中に実施可能なものとする。具体的な期間は、委託契約の日から平成23年3月31日(木)までとする。

(6) 実施体制

提案に基づく事業の受託者は、委託契約の全部または事業内容の決定、事業運営方針の決定、進行管理等、本事業の根幹に係る業務を一括して委託または請け負わせてはならないこととする。

ただし、委託し、または請け負わせることが合理的と認められる業務については事業の一部を委託し、または請け負わせることができる。この場合、受託者は、当該主体の名称等(住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額)について事前に総務省に通知し、再委託の承認を受けることとし、また、当該主体の選定に用いた仕様書を併せて総務省に提出することとする。

また、次の場合は承認を受けることを要しない。

- ① 再委託の金額が50万円を超えない場合
- ② 契約の主体部分ではなく、再委託することが合理的で以下に示す軽微な委託及びこれに準ずると認められる再委託で契約金額の5分の1を超えない場合
 - ・ 翻訳、通訳、速記及び反訳等の類
 - ・ 調査研究報告書等の外注印刷等の類
 - ・ 会議開催の会議室、会場等の借上げの類
 - ・ 納入成果物に係る各種品質、性能試験等の外注の類

ただし、総務省の承認に際しては、再委託を行う合理的理由、再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力、その他必要と認められる事項について審査する。

なお、あらかじめ再委託することを明示し、その実施体制、役割分担を届け出ている場合は、その範囲内で報告により再委託を行うことができる。

(7) 選定方法

総務省地域力創造グループ緑の分権改革推進室において、外部の有識者等を交えた評価を行い、提案を順位付けした上で選定する。

(8) 選定基準

選定に当たっては、次に掲げる評価項目を基に、総合的に評価を行う。

【先行性・総合性】

- ・地域資源を最大限活用する、先行的・総合的な取組を目指すものであるかどうか
- ・住民、NPO等との連携・協働による取組であるかどうか

【実現性・発展性】

- ・委託期間終了後の継続的・発展的な取組の可能性
- ・実現にあたっての課題・解決方策を適切に検証・提言しうるものであるかどうか（加えて、既に一定の成果を上げているとする団体においては、適切に成果を総括するものであるかどうか）

【費用対効果】

- ・委託経費の積算の適切性

（9）提案内容の確認・修正

選定は提出された提案書に基づいて行うが、必要に応じて追加資料の提出等を依頼し、又は応募内容について実現可能性や実効性を確認するため、必要に応じてヒアリング等を実施することがある。

また、委託先候補の決定後、必要に応じて契約締結時までに総務省と委託先候補との間で調整の上、提案内容について修正等を行うことがある。

4. 提案書類

応募に際しては、次の様式に具体的かつ簡潔・明瞭に記入の上、提出すること。

- ①様式1（Word形式）：提案書（表紙、提案団体、提案事業、対象地域、提案の背景、実施体制、概算見積額について記載）
- ②様式2（Excel形式）：事業実施計画工程表（事業実施スケジュールについて記載）
- ③様式3（Excel形式）：概算見積額の内訳（実施する取組の概算見積額の内訳について記載）
- ④様式4（PowerPoint形式）：事業概要図
- ⑤補足資料（様式自由）：提案を補足する資料があれば、添付することができる。

5. 募集期間・提出方法

（募集期間）

募集開始の日から5月7日（金）午後5時までの間に提出すること。

（提出方法）

締切日までにおいて提案事業の根幹にかかわる変更があった場合は、直ちに下記の問い合わせ先に連絡をするとともに、変更後の提案書類を提出すること。

提出書類は、総務省地域力創造グループ緑の分権改革推進室に郵送するとともに、様式についてはあわせて電子ファイルを提出先に提出すること。

6. 応募後の手続とスケジュール

本事業のスケジュールは、おおむね以下のとおり想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

(ヒアリングの実施)

募集期間終了後に、提案内容について、実現可能性や実効性等を確認するため、必要に応じて電話によりヒアリングを実施することがある。

(選定)

提案事業について、総務省地域力創造グループ緑の分権改革推進室において、提案内容の優劣、提案内容間のバランスなどを考慮しつつ選定する。

(契約締結)

選定された提案の応募者（委託先候補）との間で、契約条件の協議を行った上で委託契約を締結する。

(報告等)

平成22年度内に報告書の納入を行うこと。具体的には「7. 納入成果物」を参照のこと。

必要に応じて中間報告を求めることとし、その場合は別途様式を示すものとする。

また、総務省において設置する緑の分権改革推進会議（仮称）に出席しての状況説明・提案等を行うこと。

7. 納入成果物

(1) 調査報告書等

本調査の成果物を以下のとおり作成することとする。

①報告書及び概要版 2部

報告書については、事業内容、調査により得られたデータ、目標の達成状況、収支報告、今後の事業展開を含むこととする。

②上記①の報告書等を電子化したもの（CD-ROM） 1枚

③作業上作成した資料 2部

④上記③の資料を電子化したもの（CD-ROM） 1枚

(2) 納入先

総務省地域力創造グループ緑の分権改革推進室

(3) 納入期限

平成23年3月31日（木）

8. 問い合わせ・提出先

総務省地域力創造グループ緑の分権改革推進室

T E L : 0 3 - 5 2 5 3 - 5 5 2 3

M A I L : chisei@soumu.go.jp

委託対象経費の範囲

項目	説明	具体例
システム関係経費	委託事業で用いるシステムの調達に係る経費	・委託事業の遂行に直接必要なシステム・ソフトウェアの企画、設計、開発に係る外注請負費
リース・レンタル料	委託事業の遂行に必要な機械装置、その他備品を必要とする場合におけるそのリース・レンタルに要する経費	・計測機器 ・車両借上
設置工事費	機械装置等の設置に係る労務費等に要する経費	
保守費	機械装置等の保守(機能の維持管理等)を必要とする場合における労務費、旅費交通費、滞在費、消耗品費及びその他の必要な経費	
会議費	委託事業の遂行に必要な情報、意見等の交換、検討のための会議の開催に要する経費	・委員等謝金 ・委員等旅費 ・会議室借上費 ・雑費(会議の茶菓、弁当等(アルコール類は除く。)に係る経費) ・資料作成費(会議の資料作成に係る印刷・製本費等の経費)
消耗品費	委託事業の実施に直接要する資材、部品、消耗品等の購入又は製作に要する経費 ※消耗品とは、取得価格が10万円未満(消費税込)または使用可能期間(耐用年数)が1年未満のものをいう。	・事務用品(委託事業にのみ特化して使用するもの)
通信運搬費	委託事業に直接要する通信回線の月々の使用料および資料等の郵便発送等	・回線費 ・切手代、郵送料
調査費	委託事業に係る調査・検討に要する経費	・報償費 ・燃料費
報告書作成費	成果報告書の印刷・製本に要する経費	・契約に基づいて総務省に提出する、成果報告書等の作成のための経費
ソフトウェア使用料	委託事業に必要なソフトウェアに係る月々の使用料等	・委託事業の遂行に直接必要なソフトウェアに関しライセンス契約を締結して限定使用する使用料
その他経費	以上の各経費のほか、委託事業を実施するために特に必要と認められる経費	